

滑川市と株式会社ファイネスとの健康増進に関する連携協定書

富山県滑川市（以下「甲」という。）と株式会社ファイネス（以下「乙」という。）は、相互に連携し、滑川市民の健康増進に向けて、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互連携と協働による活動を推進し、市民の健康増進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携して取り組むものとする。

- （1）健康づくりに関すること
- （2）生活習慣病予防に関すること
- （3）がん対策に関すること
- （4）感染症対策に関すること
- （5）その他の健康増進・重症化予防に関すること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組内容については、甲乙別途協議の上、決定するものとする。

3 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるものとする。

（内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和8年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の定めにかかわらず、30日前までに書面をもって通知することにより、本協定を終了させることができる。

（協議）

第6条 甲及び乙は、第2条第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年6月11日

甲 富山県滑川市寺家町104番地

滑川市長

水野達夫

乙 富山県富山市太郎丸西町2丁目9番地の3

株式会社ファイネス富山支店

支店長

吉田政俊